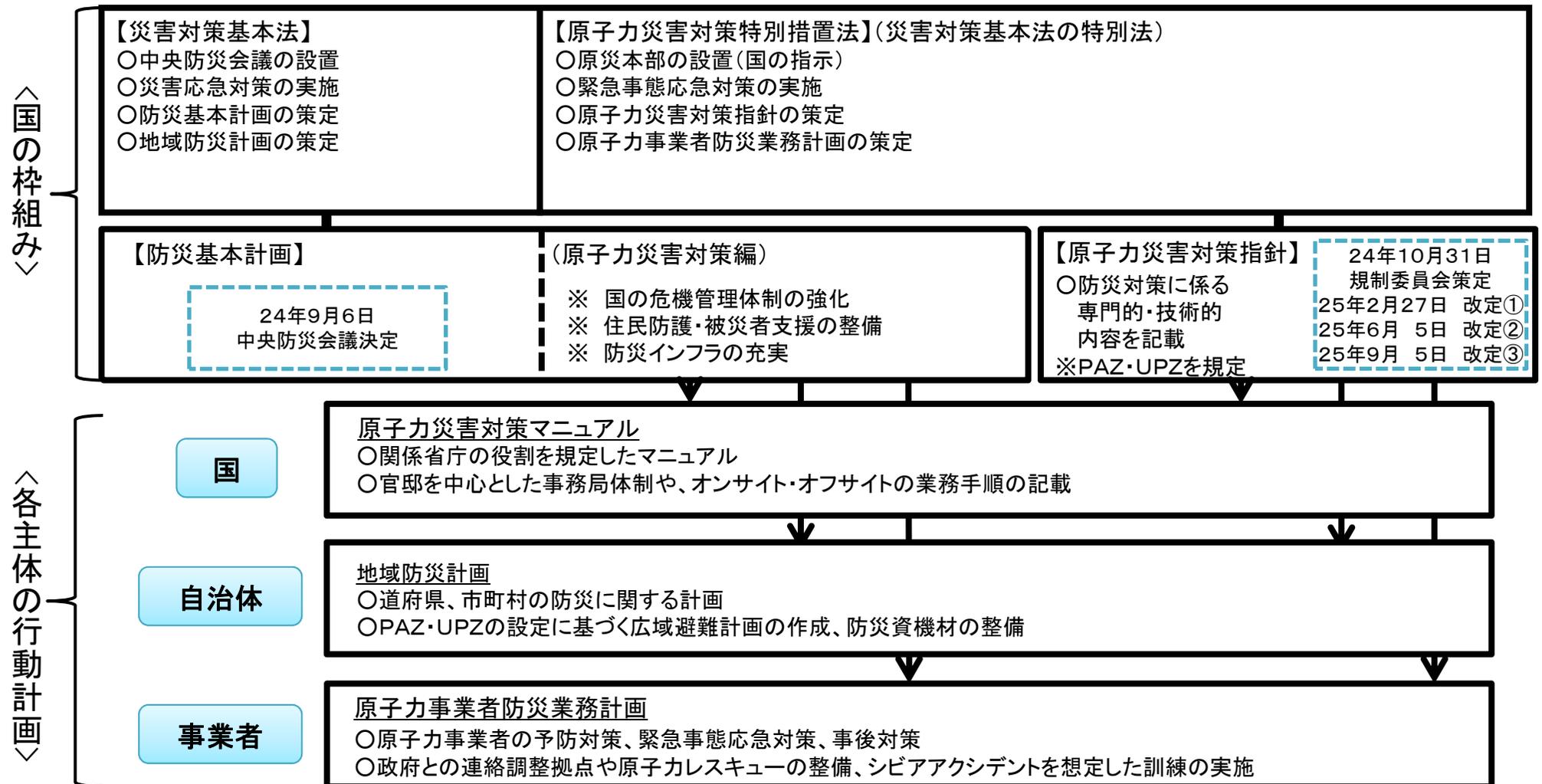


原子力災害対策について

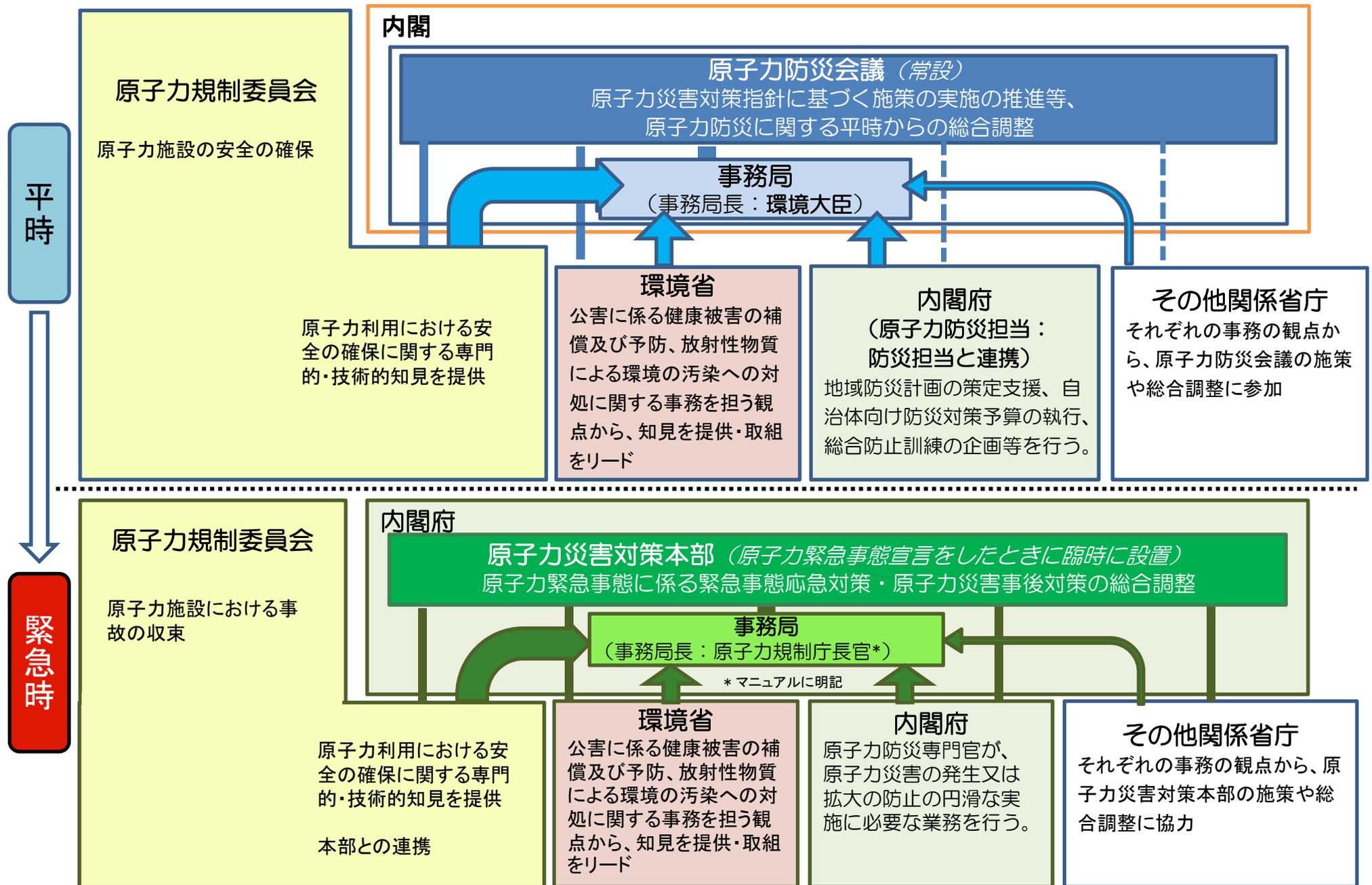
平成25年9月
原子力規制委員会
原子力規制庁 原子力防災課
内閣府
大臣官房 原子力災害対策担当室

1. 原子力災害対策の制度枠組み

- 原子力災害対策において、防災基本計画と原子力災害対策指針は、いわば「車の両輪」。
- 前者は、事業者・国・自治体の役割分担・責任関係を、後者は原子力災害対策の実施に必要な専門的・技術的事項(区域の範囲の目安、緊急時の判断基準等)を規定。



2. 政府の対応体制（平時：原防会議/緊急時：原災本部）



3. 原子力防災会議の概要

1. 趣旨

平時から、政府全体としての原子力防災対策を進めるため、関係機関間の調整や計画的な施策遂行を図る役割を担うものとして、原子力基本法の改正により、内閣に「原子力防災会議」を新設

2. 組織構成

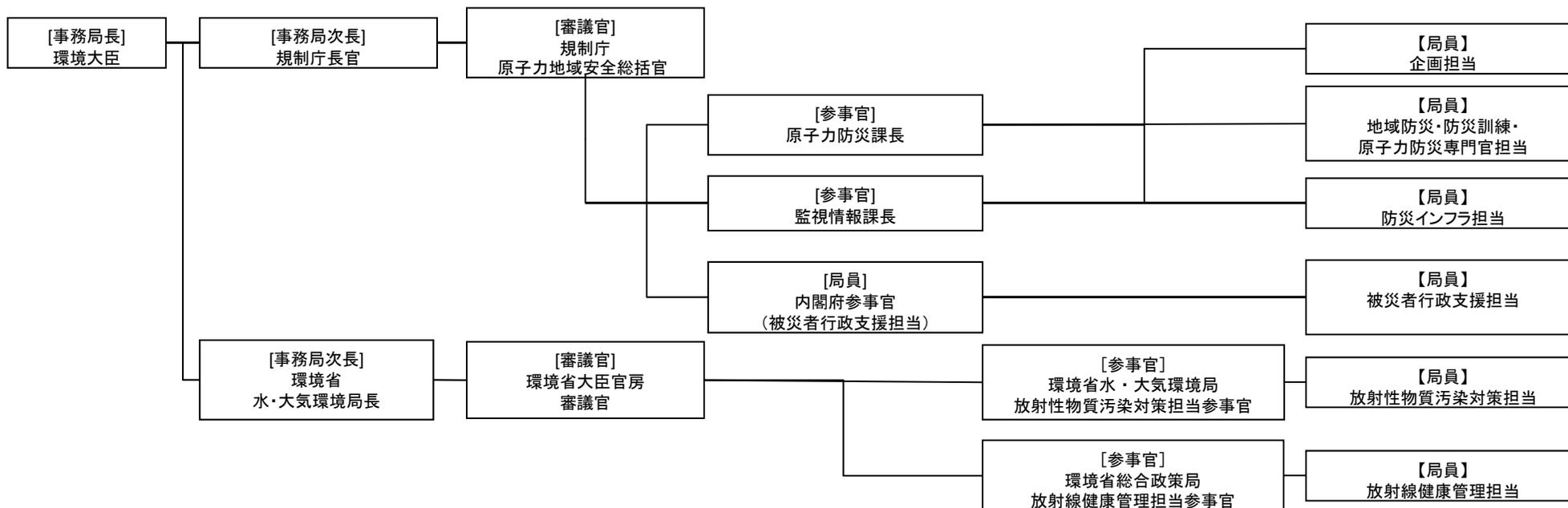
議長：内閣総理大臣

副議長：内閣官房長官、環境大臣、原子力規制委員会委員長

議員：全国務大臣、内閣危機管理監

事務局長：環境大臣

3. 原子力防災会議事務局体制図



4. 原子力防災会議の概要

4. 所掌事務

原子力防災会議は、原子力基本法第3条の4に大きく2つの所掌事務が以下の様に定められている。

①原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進その他の原子力事故が発生した場合に備えた政府の総合的な取組を確保するための施策の実施の推進（第3条の4第1号事務）

（具体的な事務の例）

- ・ 地域防災計画の策定支援その他の地方公共団体との調整の推進
- ・ 防災訓練の実施の推進
- ・ 地域住民の避難・屋内退避の指示の事前準備の推進
- ・ 災害救助の事前準備の推進
- ・ 緊急被ばく医療の実施の事前準備の推進

②原子力事故が発生した場合において多数の関係者による長期にわたる総合的な取組が必要となる施策の実施の推進（第3条の4第2号事務）

（具体的な事務の例）

- ・ 除染、放射性物質によって汚染された廃棄物の処理の実施の推進
- ・ 地域住民の心身の健康のチェック（健康診断等）、追跡調査の実施の推進

※上記①の事務の実施については、内閣府原子力防災担当が中心的な役割を果たす。一方、②の事務については環境省が中心的な役割を果たす。

5. 防災基本計画平成24年9月改定のポイント

背景

災害対策基本法の改正
(平成24年6月)

中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告
(平成24年7月)

原子力規制委員会設置法等の制定
(平成24年6月)

■ 主な修正項目

大規模広域災害への対策

1 災害に対する即応力の強化

- 発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有の強化
(市町村が被害状況報告できなくなった場合に、都道府県が自ら情報収集)
- 地方公共団体間の相互応援等を円滑化するための平素の備え
(受援・支援計画の作成、協定の締結)
- 地方公共団体と民間団体間における協定締結等を推進
(例:物資調達・供給協定)
- 多様な主体による共同防災訓練の実施
(国、公共機関、地方公共団体、学校、NPO等の参加の促進)
- 複合災害への対応(対策本部間の連絡・調整、要員・資機材の投入計画作成、複合災害を想定した訓練等)

2 被災者への対応改善

- 要請を待たずに物資の輸送を開始するなど、
救援物資等を被災地に確実に供給する仕組みの導入
- 市町村・都道府県の区域を越えた被災者の受入れ(広域一時滞在)協定締結の推進
- 市町村を越えた広域的な避難者について、避難元と避難先の地方公共団体の連携強化
(例 避難者情報の共有による、情報や物資の避難者への確実な送付)

3 教訓伝承、防災教育の強化等による地域の防災力の向上

- 住民による災害教訓伝承とその支援
(国民運動の一環としての啓発、災害に係る資料の収集・保存・公開)
- 地域防災計画の策定への多様な主体の参画(例:女性、障害者等)

原子力災害への対策

1 政府の原子力災害への対応強化

- 官邸の意思決定及び情報発信機能の強化(例:初動時からの委員長等の官邸参集)
- オンサイト・オフサイト対応の役割の明確化(例:電力本店等に事態即応センターを設置し事故収束対応の拠点とするとともに、現地本部をOFCに設置して住民の安全確保に特化)
- 複合災害やシビアアクシデント等を想定した実践的な訓練の実施
- 複合災害が発生し、対策本部が複数設置された場合の相互連携。

2 オンサイト対応(事故収束活動の体制・支援)

- 緊急時対策所、後方支援拠点、原子力レスキューの整備等の原子力事業者の防災体制強化
- 平時からの訓練等を通じた実動組織も含めた連携・体制の強化

3 オフサイト対応(住民防護・被災者支援)

- 区域ごとに予め避難手順を定めておく計画の準備の導入、SPEEDIの予測結果の公表手順の明確化を含む緊急時モニタリングの体制整備等による住民防護措置の強化
- 原子力被災者生活支援チームの設置により、避難住民の受入先確保、一時立入り等の緊密な支援を行う体制を構築

4 防災インフラ・防災資機材の充実

- 官邸、原子力規制庁、原子力事業者、自治体を繋ぐTV会議等の通信網の整備
- 複合災害時にも途絶しない通信網を確保するため、衛星回線等による経路の多重化、非常用電源の確保を実施
- オフサイトセンターの設備基盤強化(例:放射線防護対策の強化、代替施設の確保)

5 事後対策

- 緊急事態解除宣言後も、政府が健康相談や除染等に責任を持つ体制を明記

※「原子力災害対策編」については、改正原子力災害対策特別措置法に基づき原子力災害対策指針が定められた日に施行

6. 原子力災害対策指針

➤ 指針の趣旨・経緯

- 原子力安全委員会が昭和54年に発生した米国スリーマイルアイランド原発事故を踏まえ、防災対策に係る専門的・技術的事項をとりまとめるものとして、「原子力施設等の防災対策について」(いわゆる「防災指針」)を策定。
- 平成23年の東京電力福島第一原発事故を契機として、原子力安全委員会は同指針を見直すべく、平成24年3月に『原子力施設等の防災対策について』の見直しに関する考え方について 中間とりまとめを発表。
- 原子力規制委員会設置に伴い、原子力安全委員会が策定していた防災指針を引き継ぐ形として、改正原子力災害対策特別措置法第6条の2に基づき、原子力規制委員会が原子力災害対策指針を策定。

➤ 指針の主な内容

※東京電力福島第一原子力発電所事故については、その実態を踏まえた適切な対応が必要であることを別途記載。

(1) 原子力災害対策に係る基本的事項

- ・指針の位置づけ
- ・原子力災害の特徴
- ・放射線被ばくの防護措置の基本的考え方

(2) 原子力災害事前対策に係る事項

- ・緊急時の意思決定ための基準となるEAL・OILの設定
- ・避難準備等の事前対策を講じておく区域であるPAZ(施設から5キロを目安)
- ・UPZ(施設から30キロを目安)の導入
- ・情報提供、モニタリング、被ばく医療等の体制整備、教育・訓練等の事前準備

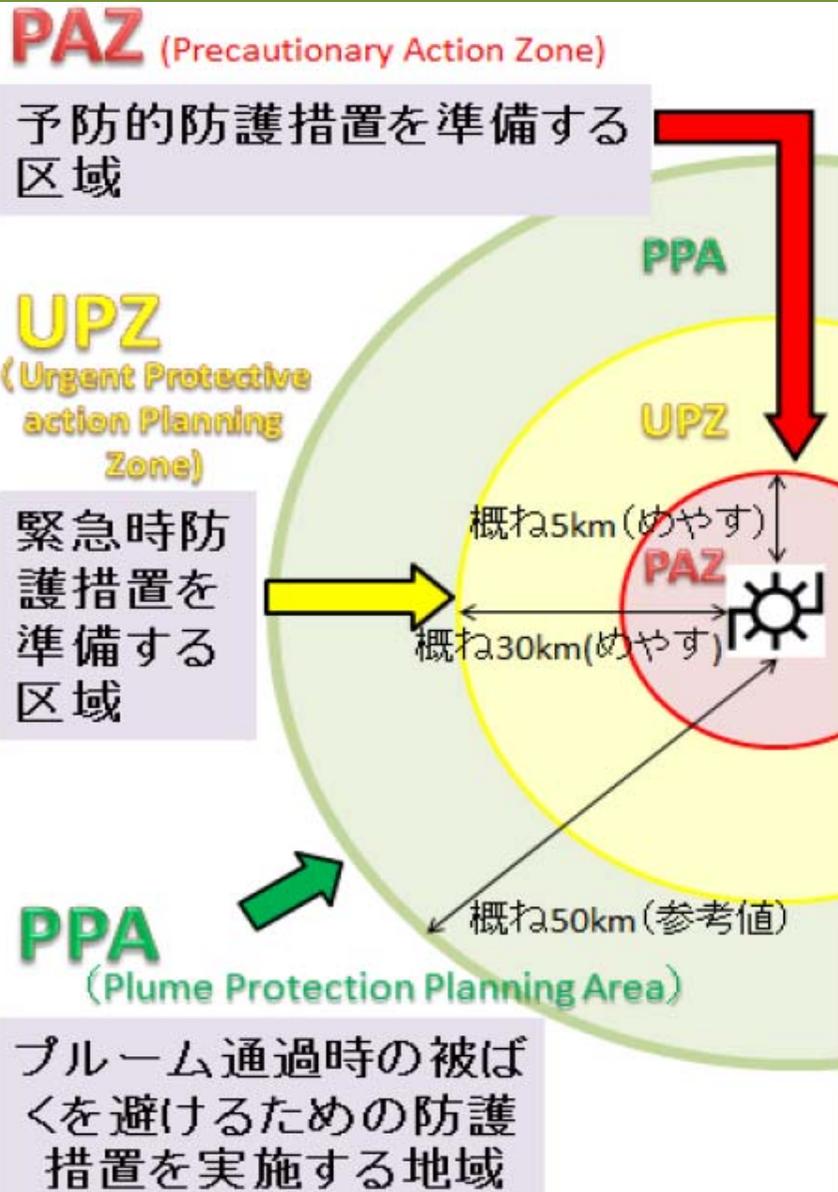
(3) 緊急事態応急対策に係る事項

- ・迅速に状況把握するための緊急時モニタリングの実施
- ・住民等への迅速かつ的確な情報提供
- ・EAL・OILに基づく適切な防護措置(屋内退避、避難、安定ヨウ素剤服用等)の実施

(4) 原子力災害中長期対策に係る事項

- ・放射線による健康・環境への影響の長期的な評価
- ・影響を最小限にするための除染措置の実施

7. 原子力災害対策重点区域の考え方



(注) 緊急時活動レベル(EAL)及び運用上の介入レベル(OIL)に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等の防護措置を実施する範囲は必ずしも円形になるとは限らない。

予防的防護措置を準備する区域: 概ね5 km (PAZ: Precautionary Action Zone)

急速に進展する事故を考慮し、重篤な確定的影響等を回避するため、緊急事態区分に基づき、直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置（避難等）を準備する区域

緊急防護措置を準備する区域: 概ね30 km (UPZ: Urgent Protective action Planning Zone)

国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル（OIL）、緊急時活動レベル（EAL）等に基づき避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域

プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域: (参考値: 今後検討)

(PPA: Plume Protection Planning Area)
放射性物質を含んだプルーム（気体状あるいは粒子状の物質を含んだ空気の一団）による被ばくの影響を避けるため、自宅への屋内退避等を中心とした防護措置を実施する地域

出典: 「原子力施設等の防災対策について」の検討について(報告) (平成24年3月22日原子力安全委員会原子力施設等防災専門部会)

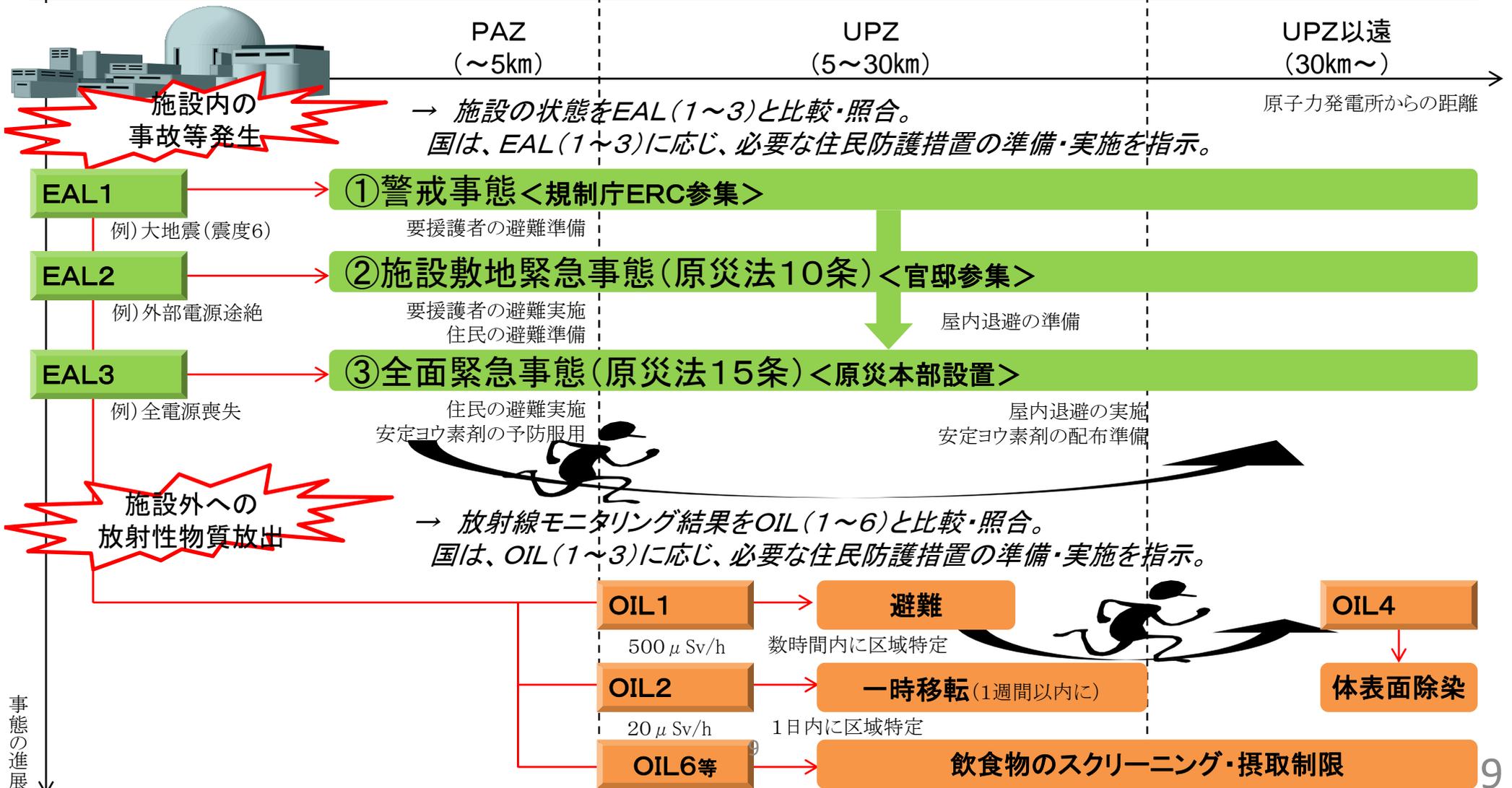
8. EAL・OILに基づく防護措置の対応イメージ

1. EALの設定 (オンサイトのプラント状態等に基づく緊急事態判断基準)

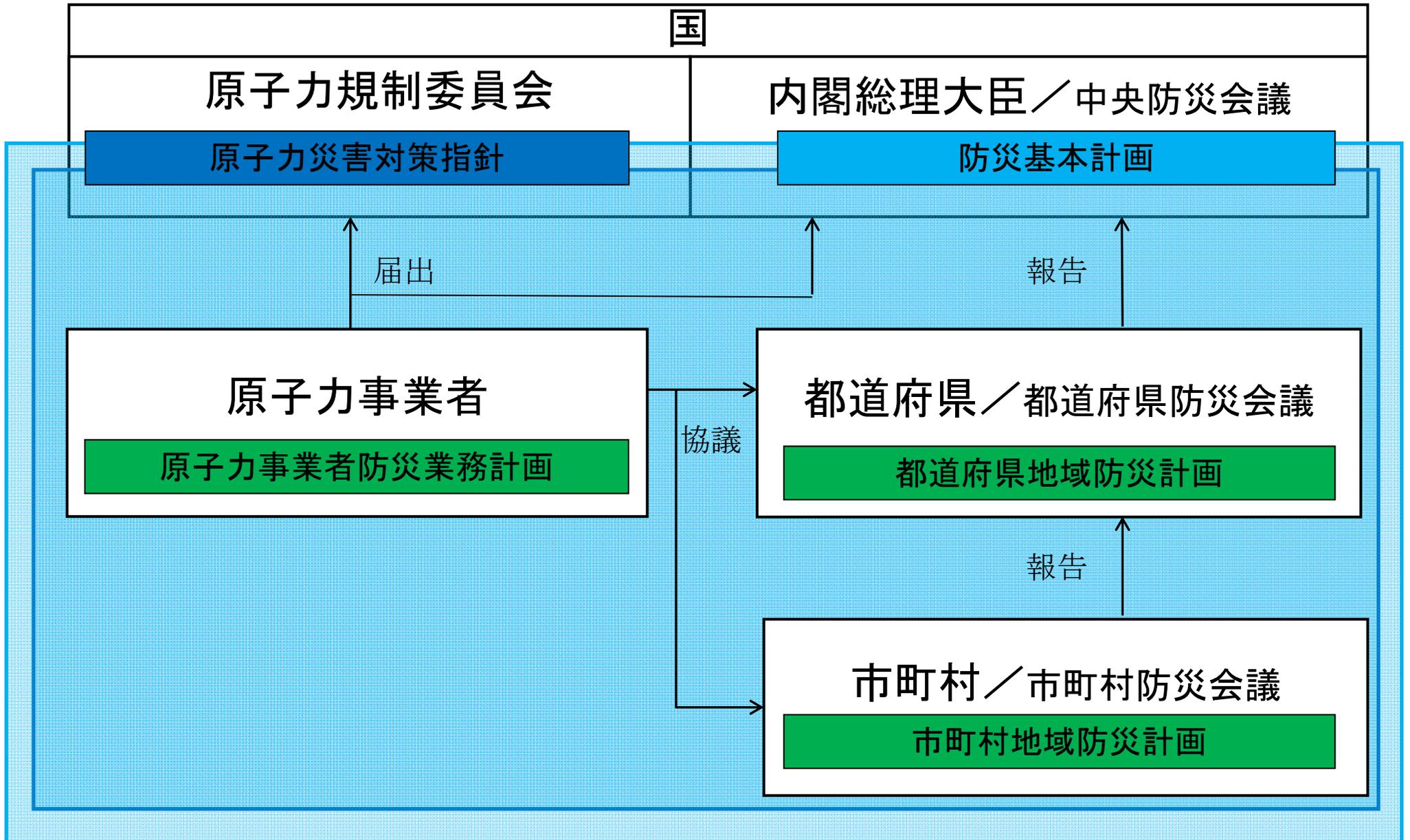
・ 緊急事態の初期対応段階を3つに区分。緊急事態の区分を判断する基準となる施設の状態をEAL (緊急時活動レベル)として整理。

2. OILの設定 (オフサイトの放射線量率等に基づく防護措置実施基準)

・ 放射性物質が放出された場合の住民防護措置の実施を判断する基準となる施設外の状態をOIL (運用上の介入レベル)として整理。



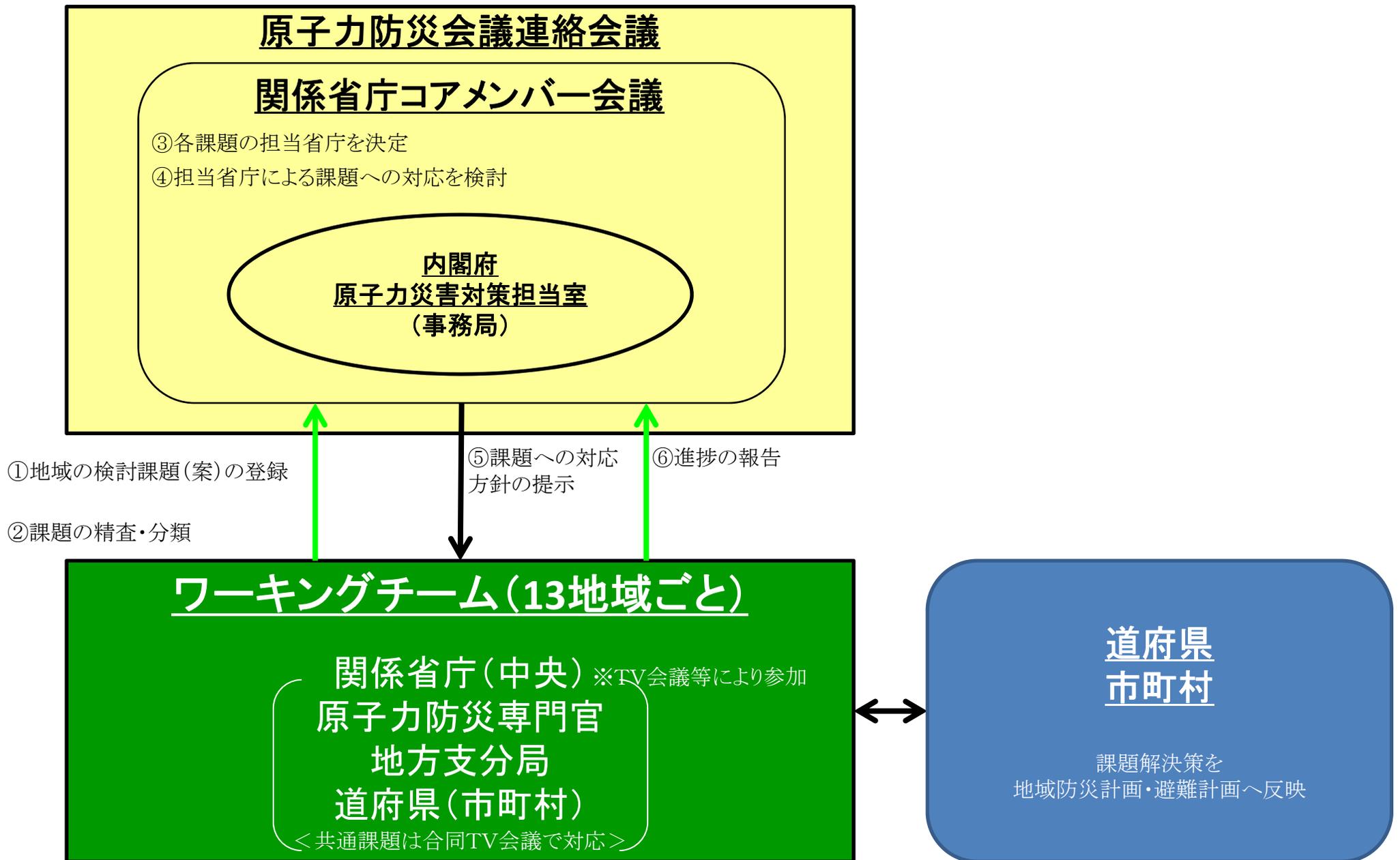
9. 防災計画に係る各主体の対応について



<原災法>

<災対法> (原災法に基づく読替適用)

10. 地域防災計画の充実・強化に向けた取組体制



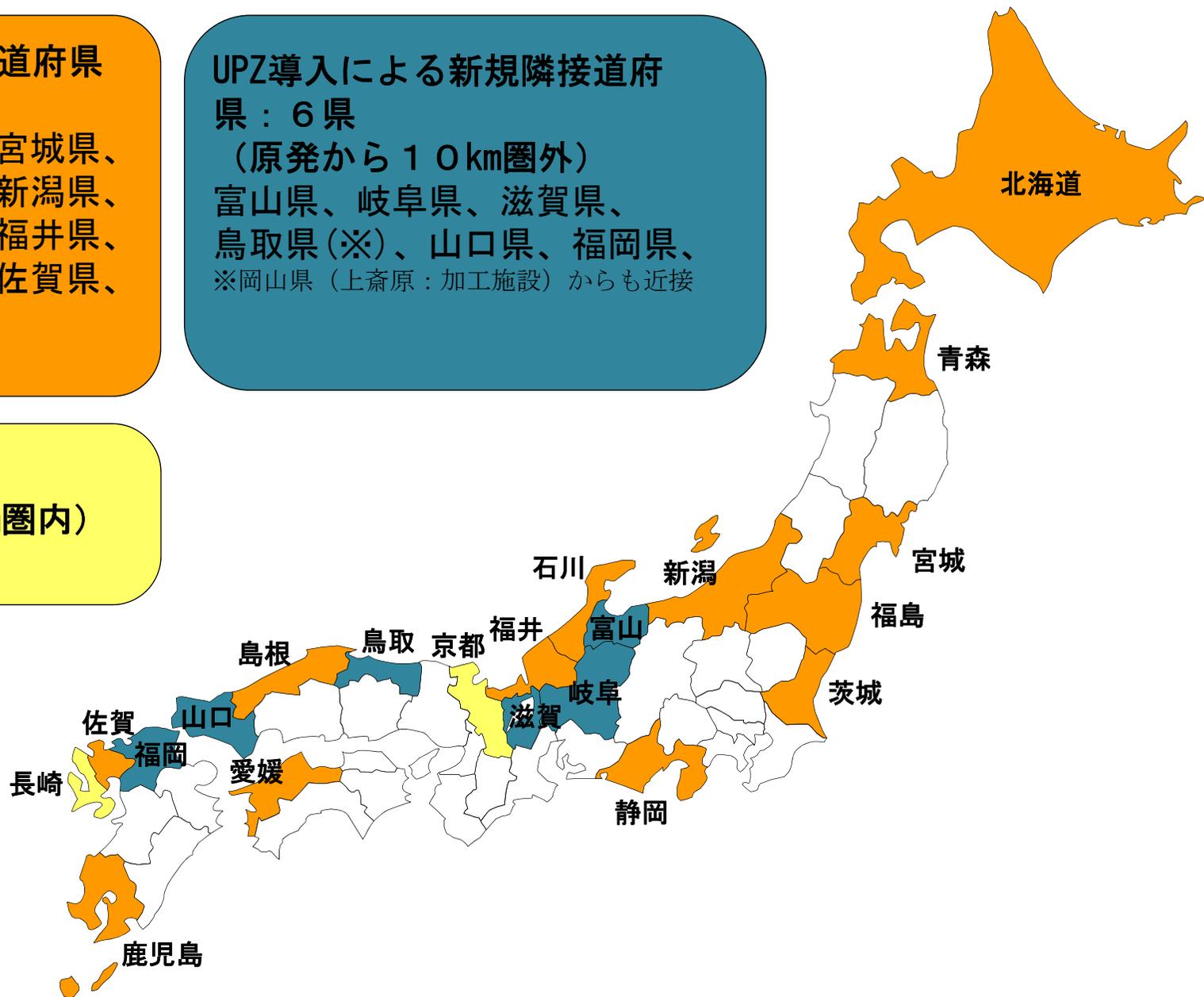
※原子力防災会議(平成25年9月3日)にて地域防災計画の充実に向けた対応の方針を決定している。

(参考)原子力発電所の所在及び周辺道府県(UPZ:概ね30km)

立地道道府県：13道府県
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、静岡県、石川県、福井県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

UPZ導入による新規隣接道府県：6県
(原発から10km圏外)
富山県、岐阜県、滋賀県、鳥取県(※)、山口県、福岡県、※岡山県(上斎原:加工施設)からも近接

隣接道府県：2府県
(原発から10km圏内)
京都府、長崎県



(参考)原発UPZ21道府県135市町村一覧①

道府県	市町村名	道府県	市町村名	道府県	市町村名
北海道	泊村(協議会)	福島県	大熊町	茨城県	東海村
北海道	共和町(協議会)	福島県	双葉町	茨城県	日立市
北海道	岩内町(協議会)	福島県	浪江町	茨城県	那珂市
北海道	神恵内村(協議会)	福島県	富岡町	茨城県	ひたちなか市
北海道	寿都町	福島県	広野町	茨城県	常陸太田市
北海道	蘭越町	福島県	檜葉町	茨城県	常陸大宮市
北海道	二セコ町	福島県	川俣町	茨城県	城里町
北海道	俱知安町	福島県	川内村	茨城県	水戸市
北海道	積丹町	福島県	いわき市	茨城県	茨城町
北海道	古平町	福島県	田村市	茨城県	大洗町
北海道	仁木町	福島県	南相馬市	茨城県	高萩市
北海道	余市町	福島県	葛尾村	茨城県	大子町
北海道	赤井川村	福島県	飯舘村	茨城県	笠間市
青森県	東通村	新潟県	柏崎市	茨城県	鉾田市
青森県	むつ市	新潟県	刈羽村	静岡県	御前崎市
青森県	六ヶ所村	新潟県	長岡市	静岡県	牧之原市
青森県	横浜町	新潟県	上越市	静岡県	菊川市
青森県	野辺地町	新潟県	小千谷市	静岡県	掛川市
宮城県	女川町	新潟県	十日町市	静岡県	吉田町
宮城県	石巻市	新潟県	見附市	静岡県	袋井市
宮城県	登米市	新潟県	燕市	静岡県	焼津市
宮城県	東松島市	新潟県	出雲崎町	静岡県	藤枝市
宮城県	涌谷町			静岡県	島田市
宮城県	美里町			静岡県	森町
宮城県	南三陸町			静岡県	磐田市

(参考)原発UPZ21道府県135市町村一覧②

道府県	市町村名	道府県	市町村名	道府県	市町村名
富山県	氷見市	京都府	舞鶴市	福岡県	糸島市
石川県	志賀町	京都府	京都市	佐賀県	玄海町
石川県	七尾市	京都府	福知山市	佐賀県	唐津市
石川県	輪島市	京都府	綾部市	佐賀県	伊万里市
石川県	羽咋市	京都府	宮津市	長崎県	松浦市
石川県	かほく市	京都府	南丹市	長崎県	佐世保市
石川県	宝達志水町	京都府	京丹波町	長崎県	平戸市
石川県	中能登町	京都府	伊根町	長崎県	壱岐市
石川県	穴水町	鳥取県	米子市	鹿児島県	薩摩川内市
岐阜県	揖斐川町	鳥取県	境港市	鹿児島県	いちき串木野市
福井県	敦賀市	島根県	松江市	鹿児島県	阿久根市
福井県	美浜町	島根県	出雲市	鹿児島県	鹿児島市
福井県	小浜市	島根県	安来市	鹿児島県	出水市
福井県	おおい町	島根県	雲南市	鹿児島県	日置市
福井県	高浜町	山口県	上関町	鹿児島県	姪良市
福井県	南越前町	愛媛県	伊方町	鹿児島県	さつま町
福井県	鯖江市	愛媛県	八幡浜市	鹿児島県	長島町
福井県	越前市	愛媛県	大洲市		
福井県	越前町	愛媛県	西予市		
福井県	池田町	愛媛県	宇和島市		
福井県	福井市	愛媛県	伊予市		
福井県	若狭町	愛媛県	内子町		
滋賀県	長浜市				
滋賀県	高島市				

10-30Km圏の市町村:90

(参考)地域防災計画(原子力災害対策編)の策定状況

○道府県における地域防災計画策定状況(8月31日現在)

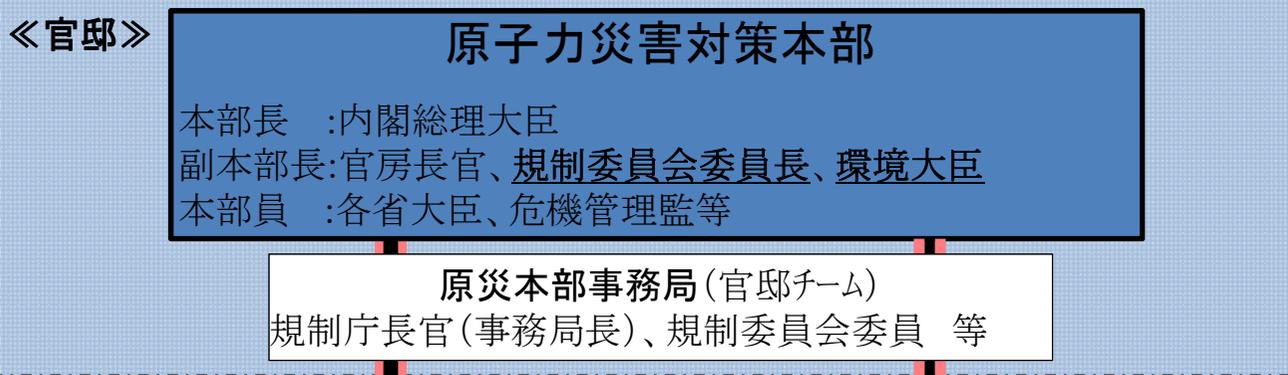
改定進捗状況	道府県数	道府県名
改定済み	21道府県	北海道、青森県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、静岡県、石川県、富山県、福井県、岐阜県、滋賀県、京都府、鳥取県、島根県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、鹿児島県

○市町村における地域防災計画策定状況(8月31日現在)

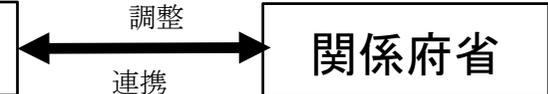
策定済み : 119市町村(88%)
7月以降 : 16市町村(12%)
合計 : 135市町村

11. 原子力緊急事態の危機管理体制

《 中央 》



《規制庁》

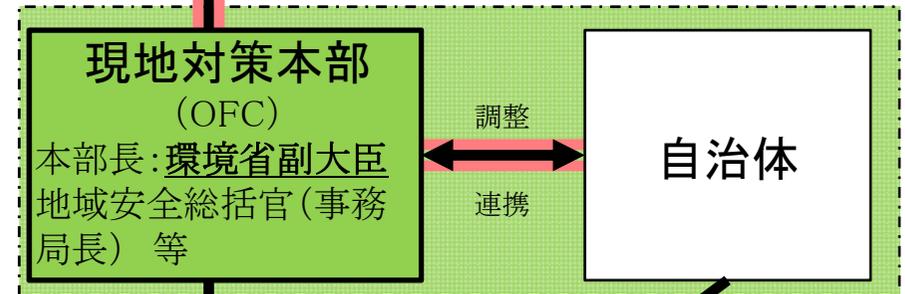
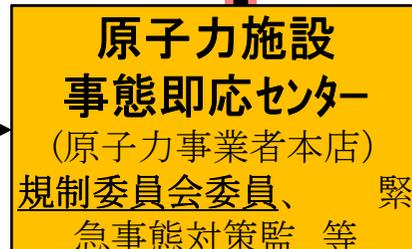
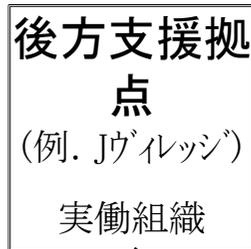


《オンサイト対応》

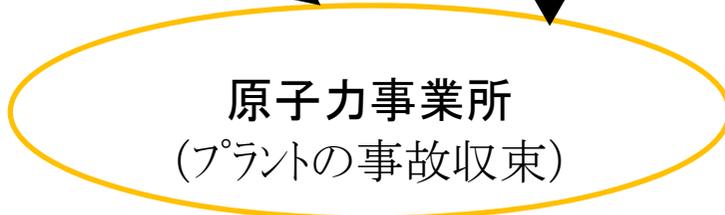
《TV会議システム》

《オフサイト対応》

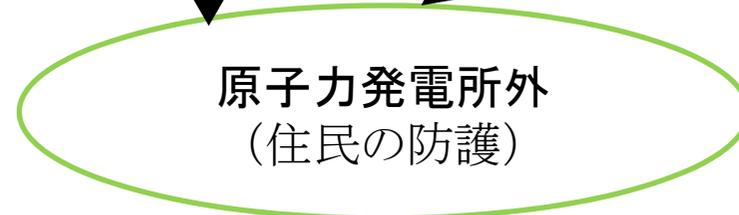
《 現 地 》



事業者の
監督・支援等

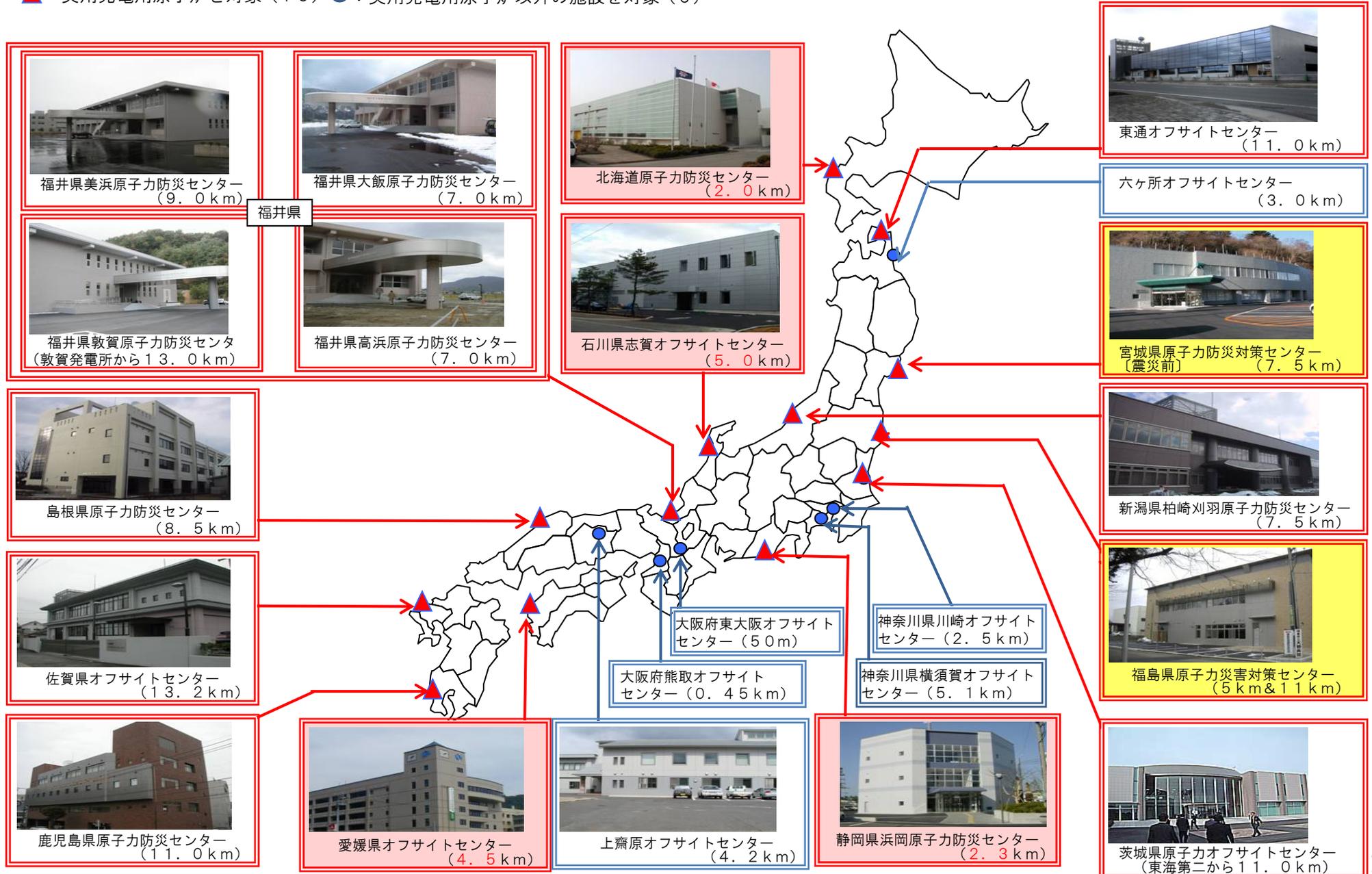


《合同対策協議会》
住民の避難
指示・支援等



12. 緊急事態応急対策等拠点施設(オフサイトセンター)一覧

▲ : 実用発電用原子炉を対象 (16) ● : 実用発電用原子炉以外の施設を対象 (6)



原子力発電施設等緊急時安全対策交付金

平成25年度予算110.5億円（平成24年度予算62.3億円）（原子力発電施設等立道府県等への交付）

事業の背景・内容

○事業の背景と必要性

平成23年3月の東京電力福島第一原子力発電所事故等の教訓を踏まえ、原子力発電施設等の周辺地域住民に係る原子力防災対策を強化する必要があります。

○事業の内容・実施項目

本事業の柱となる以下の4事業により、地方自治体（※）が行う原子力防災対策を支援します。

（※）原子力発電所については、UPZ30km圏内の道府県

① 緊急時連絡網整備等事業

立道府県等と所在市町村等を結ぶ緊急時連絡網の維持・管理、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）の維持・管理等に要する費用を支援します。

② 防災活動資機材等整備事業

放射線測定器等の防災資機材、被ばく医療設備などに要する費用を支援します。

③ 緊急時対策調査・普及等事業

原子力防災訓練や防災関係機関との情報交換・検討会等の実施に要する費用を支援します。

④ 緊急事態応急対策等拠点施設整備事業

オフサイトセンターに係る原災法省令改正を踏まえ、移転する施設については建設費を、継続使用する施設については放射線防護対策に要する費用を支援し、施設基盤の強化を図るとともに、施設の整備等を支援します。

具体的な成果イメージ

① 緊急時連絡網整備等事業



通信機器

② 防災活動資機材等整備事業



放射線測定器

防護服等



SPEEDI 端末



衛星電話



安定ヨウ素剤



ホールボディカウンター



除染テント

③ 緊急時対策調査・普及等事業



原子力防災訓練の様様

④ 緊急事態応急対策等拠点施設整備事業（拡充）



オフサイトセンターの外観

事業のスキーム



定額を交付

立道府県等

原子力施設等防災対策等交付金

平成25年度予算 27.2億円（平成24年度予算 27.4億円）

事業の背景・内容

○事業の背景と必要性

昨年3月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、宮城県（女川町）のオフサイトセンターは津波により壊滅的な被害を受け、また、福島県（大熊町）のオフサイトセンターは、現在も高線量下に置かれ、施設の使用が困難な状況です。

○事業の内容・実施項目

本事業の柱となる以下の事業により、宮城県及び福島県が行うオフサイトセンター等の復旧を支援します。

オフサイトセンター復旧整備事業

東日本大震災により被災したオフサイトセンターの建替えに要する費用を支援します。

事業のスキーム



注：平成25年度の支援対象は宮城県及び福島県

具体的な成果イメージ

現 状



津波で被災した宮城県（女川町）のオフサイトセンター内部



事故後の福島県（大熊町）のオフサイトセンター内部



オフサイトセンター復旧整備事業



オフサイトセンターの外観

原子力発電施設周辺地域における防災対策の充実・強化

24年度補正 129億円（原子力発電施設立地道府県等への補助／交付）

（原子力災害対策施設等整備費補助金 111億円／原子力発電施設周辺地域防災対策交付金 18億）

事業の背景・内容

○事業の背景と必要性

平成24年9月に原子力規制委員会が発足し、同年10月に原子力災害対策指針（以下「指針」という。）が策定されたことから、同指針等を踏まえて原子力発電施設の周辺地域住民に対する原子力防災対策の充実・強化を図る必要があります。

○事業の内容・実施項目

本事業の柱となる以下の補助金及び交付金により、地方自治体が行う原子力防災対策を支援します。

<原子力災害対策施設等整備費補助金>

① 即時避難地域における要援護者等屋内退避施設確保事業

緊急時に即時避難が困難な要援護者や住民等を安全に避難させるため、特に半島地域において、要援護者施設及び公共施設（公民館、病院や学校の体育館を想定）に放射線防護機能を付加し、一時的な屋内退避施設を確保するための費用を支援します。

② 代替オフサイトセンター放射線防護対策事業

災害時に、オフサイトセンターが使用できない場合に備えて指定する代替オフサイトセンターについては、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、高線量下に置かれることも想定されることから、放射線防護対策に要する費用を支援します。

<原子力発電施設周辺地域防災対策交付金>

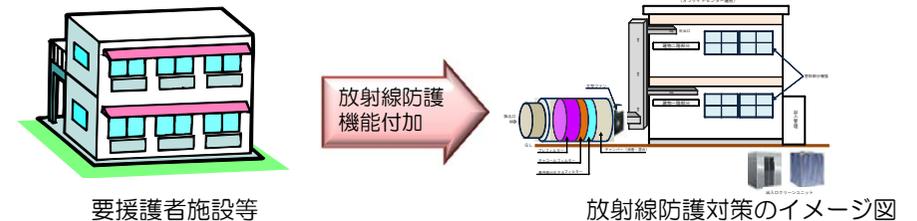
① 防災重点区域における住民等の防護対策強化事業

指針において、防護措置の実施基準となるOIL（運用上の介入レベル）を放射線量率等の計測値として設定することが示されたことから、きめ細かいモニタリングにより住民等の被ばく防護措置を適切かつ迅速に講じるため、簡易サーバイメータ等の放射線測定器を公共施設等に配備するための費用を支援します。

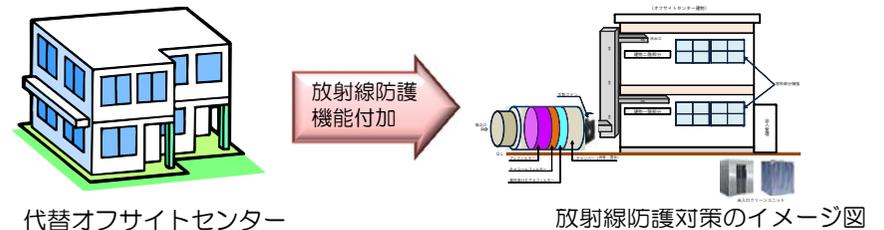
具体的な成果イメージ

<原子力災害対策施設等整備費補助金>

① 即時避難地域における要援護者等屋内退避施設確保事業



② 代替オフサイトセンター放射線防護対策事業



<原子力発電施設周辺地域防災対策交付金>

① 防災重点区域における住民等の防護対策強化事業



事業のスキーム



(参考) 参照条文(原子力防災会議関係)

原子力基本法

(設置)

第3条の3 内閣に、原子力防災会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第3条の4 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 原子力災害対策指針(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第6条の2第1項に規定する原子力災害対策指針をいう。))に基づく施策の実施の推進その他の原子力事故(原子炉の運転等(原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号)第2条第1項に規定する原子炉の運転等をいう。))に起因する事故をいう。次号において同じ。))が発生した場合に備えた政府の総合的な取組を確保するための施策の実施の推進

二 原子力事故が発生した場合において多数の関係者による長期にわたる総合的な取組が必要となる施策の実施の推進
(組織)

第3条の5 会議は、議長、副議長及び議員をもって組織する。

2 議長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 副議長は、内閣官房長官、環境大臣、内閣官房長官及び環境大臣以外の国务大臣のうちから内閣総理大臣が指名する者並びに原子力規制委員会委員長をもって充てる。

4 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 議長及び副議長以外の全ての国务大臣並びに内閣危機管理監

二 内閣官房副長官、環境副大臣若しくは関係府省の副大臣、環境大臣政務官若しくは関係府省の大臣政務官又は国务大臣以外の関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者

(事務局)

第3条の6 会議に、その事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局に、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長は、環境大臣をもって充てる。

4 事務局長は、議長の命を受け、命を受けた内閣官房副長官補及び内閣府設置法(平成11年法律第89号)第4条第3項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣の協力を得て、局務を掌理する。

(政令への委任)

第3条の7 この法律に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、政令で定める。

(参考) 参照条文(原子力災害対策指針等関係)

原子力災害対策特別措置法

第六条の二 原子力規制委員会は、災害対策基本法第二条第八号に規定する防災基本計画に適合して、原子力事業者、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の者による原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策(次項において「原子力災害対策」という。)の円滑な実施を確保するための指針(以下「原子力災害対策指針」という。)を定めなければならない。

2 原子力災害対策指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 原子力災害対策として実施すべき措置に関する基本的な事項
- 二 原子力災害対策の実施体制に関する事項
- 三 原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の設定に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、原子力災害対策の円滑な実施の確保に関する重要事項

3 原子力規制委員会は、原子力災害対策指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(原子力事業者防災業務計画)

第七条 原子力事業者は、その原子力事業所ごとに、内閣府令・原子力規制委員会規則で定めるところにより、当該原子力事業所における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために必要な業務に関し、原子力事業者防災業務計画を作成し、及び毎年原子力事業者防災業務計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該原子力事業者防災業務計画は、災害対策基本法第二条第十号に規定する地域防災計画及び石油コンビナート等災害防止法第三十一条第一項に規定する石油コンビナート等防災計画(次項において「地域防災計画等」という。)に抵触するものであってはならない。

2 原子力事業者は、前項の規定により原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正しようとするときは、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該原子力事業所の区域を管轄する都道府県知事(以下「所在都道府県知事」という。)、当該原子力事業所の区域を管轄する市町村長(以下「所在市町村長」という。)並びに当該原子力事業所の区域をその区域に含む市町村に隣接する市町村を包括する都道府県及びこれに準ずるものとして政令で定める要件に該当する都道府県の都道府県知事(所在都道府県知事を除く。以下「関係周辺都道府県知事」という。)に協議しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長(その区域につき当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画等(災害対策基本法第二条第十号イ又はハに掲げるものを除く。))が作成されていることその他の政令で定める要件に該当する市町村の市町村長(所在市町村長を除く。)をいう。以下同じ。)の意見を聴くものとする。

3 原子力事業者は、第一項の規定により原子力事業者防災業務計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣及び原子力規制委員会に届け出るとともに、その要旨を公表しなければならない。

4 内閣総理大臣及び原子力規制委員会は、原子力事業者が第一項の規定に違反していると認めるとき、又は原子力事業者防災業務計画が当該原子力事業所に係る原子力災害の発生若しくは拡大を防止するために十分でないとき、原子力事業者に対し、原子力事業者防災業務計画の作成又は修正を命ずることができる。

(参考) 参照条文(防災基本計画関係)

災害対策基本法(※原災法に基づく読替え適用後のもの)

(防災基本計画の作成及び公表等)

第三十四条 中央防災会議は、防災基本計画を作成するとともに、**原子力災害及び原子力災害**の防止に関する科学的研究の成果並びに発生した**原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)**の状況及びこれに対して行なわれた**緊急事態応急対策**の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。

2 中央防災会議は、前項の規定により防災基本計画を作成し、又は修正したときは、すみやかにこれを内閣総理大臣に報告し、並びに指定行政機関の長、都道府県知事及び指定公共機関に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第三十五条 防災基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 防災に関する総合的かつ長期的な計画
- 二 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項
- 三 前各号に掲げるもののほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの

2 防災基本計画には、次に掲げる事項に関する資料を添付しなければならない。

- 一 国土の現況及び気象の概況
- 二 防災上必要な施設及び設備の整備の概況
- 三 防災業務に従事する人員の状況
- 四 防災上必要な物資の需給の状況
- 五 防災上必要な運輸又は通信の状況
- 六 前各号に掲げるもののほか、防災に関し中央防災会議が必要と認める事項

(参考) 参照条文(地域防災計画関係)

災害対策基本法(※原災法に基づく読替え適用後のもの)

(都道府県地域防災計画)

第四十条 都道府県防災会議は、**防災基本計画及び原子力災害対策指針**に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。

2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(次項において「管轄指定地方行政機関等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱

二 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の**原子力災害予防対策**、情報の収集及び伝達、**原子力緊急事態宣言(原子力災害対策特別措置法第十五条第二項の規定による原子力緊急事態宣言をいう。以下同じ。)**その他**原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)**に関する情報の伝達、避難、**救難**、救助、衛生その他の**緊急事態応急対策並びに原子力災害事後対策**に関する事項別の計画

三 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たつては、**原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)**が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

4 都道府県防災会議は、第一項の規定により都道府県地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを内閣総理大臣に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定により都道府県地域防災計画について報告を受けたときは、中央防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該都道府県防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

(参考) 参照条文(地域防災計画関係)

災害対策基本法(※原災法に基づく読替え適用後のもの)

(市町村地域防災計画)

第四十二条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、**防災基本計画及び原子力災害対策指針**に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(次項において「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱
- 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の**原子力災害予防対策**、情報の収集及び伝達、**原子力緊急事態宣言その他原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)**に関する**情報の伝達**、避難、**救難**、救助、衛生その他の**緊急事態応急対策並びに原子力災害事後対策**に関する事項別の計画
- 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

3 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、**原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)**が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

4 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 第二十一条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。